

第1章 基本指針改定の経緯

本県では、平成16（2004）年2月に千葉県人権施策基本指針（以下、「基本指針」という。）を策定し、その後、社会情勢の変化等を踏まえ、策定から10年となる平成27（2015）年2月に基本指針の改定を行いました。

改定後の基本指針では、基本理念の「すべての県民の人権が尊重される元気の千葉県」を目指して、県政のあらゆる分野で取り組むべき各種人権施策を推進してきました。

平成28年（2016）には、差別解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が施行されました。その後も、「こども基本法（令和5（2023）年4月施行）」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5（2023）年6月施行）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6（2024）年4月施行）」などの人権問題の解決に向けた法整備が進められています。

また、経済活動のグローバル化の進展に伴い、企業活動による社会や人権に与える影響が一層拡大していることから、平成27（2015）年には、国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）を中核とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。その後、国においては、『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、人権尊重の視点に立った企業活動を促すため、各種取組が実施されています。

近年では、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、性的マイノリティへの偏見や差別、ハラスメントなども大きな社会問題となっています。

さらに、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生していることから、人権課題も多様化・複雑化してきています。

こうした中、本県ではあらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会づくりを目指し、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を令和6年（2024）1月から施行し取組を進めています。

しかしながら、私たちの社会には、女性やこども、高齢者や障害のある人などに対する偏見や差別、虐待などの人権問題が依然として存在しています。

このような人権をめぐる様々な状況の変化や課題を踏まえ、基本指針を改定します。